

社会福祉法人長楽会指定訪問介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長楽会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる相談援助を行う。

（運営の方針）

第3条 事業所の訪問介護員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 宇治田原町在宅介護支援センター

所在地 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字砂川115番地の1

（事業の実施主体）

第5条 この事業の実施主体は、社会福祉法人長楽会とする。

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤兼務）

事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2）サービス提供責任者 2名（常勤兼務、訪問介護員との兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行い、訪問介護員を兼務する。

（3）訪問介護員等 3名以上（うち常勤兼務2名以上）

訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1 名 (常勤兼務)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第8条 指定訪問介護の内容は、次のとおり指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割 (一定以上の所得のある65歳以上の利用者は2割もしくは3割) の額とする。

(1) 身体介護

(2) 家事援助

(3) 相談、助言

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の相当額とする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10km未満 300円

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10km以上 500円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名 (記名、押印) を受けることとする。

5 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに受ける。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宇治田原町の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、京都府国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、京都府国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第16条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 訪問介護は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 職員は業務上知り得た利用者またその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この事業の会計は、他の会計と区分し、会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程の変更は、平成18年4月1日から適用する。
- この規程の変更は、平成19年4月1日から適用する。
- この規程の変更は、平成20年3月1日から適用する。
- この規程の変更は、平成20年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成21年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成22年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成23年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成24年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成25年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成25年6月1日から適用する。

この規程の変更は、平成25年9月1日から適用する。

この規程の変更は、平成26年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成26年12月15日から適用する。

この規程の変更は、平成27年8月1日から適用する。

この規程の変更は、平成31年4月1日から適用する。

この規程の変更は、令和4年4月1日から適用する。

この規程の変更は、令和5年12月1日から適用する。

この規程の変更は、令和6年1月1日から適用する。